

令和 7 年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱（案）

1 目 的

この訓練は、災害対策基本法第 48 条及び愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、障害者団体、NPO・ボランティア、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模地震等を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時等における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主 唱

愛知県防災会議

3 訓練実施日

2025 年 8 月 30 日（土）から 2025 年 9 月 5 日（金）までの「防災週間」及び 11 月 5 日（水）の「津波防災の日」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

4 訓練想定等

（1） 南海トラフ地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（2014 年 5 月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

（2） その他大規模地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査結果（2003 年 5 月公表）」に基づき震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

5 訓練参加機関等

（1） 県、県教育委員会、県警察、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

（2） 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、障害者団体、NPO・

6 訓練の実施に当たっての基本方針

訓練の実施に当たっては、次の基本方針に沿って実施する。

(1) 東日本大震災等の既往災害を踏まえた災害対応力の向上

東日本大震災、令和6年能登半島地震等の既往災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

(2) 実践的、効果的な訓練の推進

実際に災害が発生した時に、行政機関、民間企業、県民等、それぞれが的確な対応をとることができるよう、各主体が実践的に訓練を実施することが重要である。

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずべき事項については、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震対策の検討結果も踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定（発生時間帯や避難方法などに関した様々な事態の想定を含む）、災害時に現地で対応した者の知見の反映、防災行動計画（タイムライン）等への対応を踏まえて作成し、訓練進行上からの必要性に捕らわれたり、見せることのみを目的とすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階においては、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民、ライフライン・インフラ事業者等の参加者それぞれの役割を確認しつつ相互に協力する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練、緊急地震速報受信時の危険回避行動訓練等、実際の判断・行動を伴う方法により実施する。

また、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

(3) 事前の教育研修の推進

実際に災害が発生した時に的確な対応をとるためには、県民の一人一人が災害時の状況を正しくイメージできることが重要である。そのため、事前に、災害対応に必要な知識や技能の習得をするとともに、防災行動計画（タイムライン）を活用するなどして、地域の災害リスクやそれに応じた避難行動等の確認が必要である。

さらに、防災関係機関の防災部門以外の職員や県民に対しても、必要な知識や地域の災害リスクとそれに応じた避難行動等が確認・理解できる教育研修を実施するよう努める。

(4) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練を検討し、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高める。

(5) 広報の充実と県民参加型訓練の工夫・充実

県民が積極的に防災訓練に参加または見学、報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実できるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加できるよう、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始の合図

で一斉にそれぞれの場所で地震から身を守る安全行動を行うシェイクアウト訓練の実施等、訓練内容を工夫・充実させるとともに、報道機関等と連携を図り、より多くの県民が参加できるよう防災訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実に努める。

また、防災訓練の広報と合わせて、大規模災害の教訓やハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害減少のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等に伴う危険回避行動に加え、身の回りにおける日頃からの具体的な減災への備えと被災時の的確な行動を促すことなども広報することにより、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

(6) 男女共同参画及び要配慮者等の視点に立った訓練の実施

避難所をめぐっては、避難所の生活環境等の改善、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等をいう。以下同じ）や性的少数者、ペットの飼い主等への対応、感染症への対策など、様々な取組が必要となることから、訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努める（運営への女性の参画、女性専用スペースの設置等）とともに、要配慮者等の視点に立ち、要配慮者等本人の参加を得て避難場所・避難所への避難誘導訓練や避難所の運営訓練等を行うことなど、要配慮者への支援に配慮した避難所運営に努める。

(7) デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術を活用した災害対応手順を確認し、発災時に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。

さらに、初動対応に資する新技術の導入に向けた訓練を通じて、操作習熟や関係機関の理解促進に努める。

(8) 感染症に配慮した訓練の実施

実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。

また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、防災担当部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整し、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等

を実施するなど、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。

(9) 地域の実情に応じた訓練

この地域が、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村を有し、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震により広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練・受援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、その地域の特性や、想定される被害の態様も異なることから、必要性の高い訓練内容を検討のうえ、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。

なお、特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努める。

さらに、津波災害が発生するおそれがある地域においては、地震の揺れが収まり次第直ちに津波からの避難行動を開始する早期避難意識の定着・向上を図るとともに、津波発生時の避難について、徒歩によることを原則とすることとしつつ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、避難者が自動車で安全でかつ確実に避難できる方策を市町村においてあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。

また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。

(10) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施により判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等により、防災組織体制の実効性を検証する。

また検証の結果は、問題点や課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画や防災に関するマニュアル等の整備、見直しなど、今後の防災体制の整備、拡充について役立てるものとする。

(11) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

また、事業所、NPO・ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

特に、被災者のニーズ把握やNPO等の活動調整等を行う災害中間支援組織との連携について、発災後に早急な関係構築を図ることは困難であることから、平時から災害時を念頭に置いた役割分担等を定めるとともに、これらに基づき訓練を実施するよう努める。

なお、避難所訓練として、開設及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置・使用を含む）を実施する。実施にあたり、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。

さらに、在宅避難者等の避難所外避難者も含めて、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。

発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を積極的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。

7 主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

8 訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、障害者団体、NPO・ボランティア、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

9 国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議により決定される、令和7年度総合防災訓練大綱に記載された訓練と連携を保ち実施するものとする。

訓 練 項 目

区分	地 震 発 生 時 の 対 応
県・市町村等 始め防災関係機関	○地震から身を守る安全行動 ○地震情報及び津波情報の伝達 ○各種要請事項の伝達 ○非常呼集 ○災害対策本部の設置 ○広報 ○被害状況、避難状況及び災害応急対策実施状況の伝達 ○応急対策 ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・道路啓開、物資輸送、施設応急復旧（通信・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運営 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応 ○男女共同参画の視点を取り入れたり要配慮者等が参加した避難所開設運営 ○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練
民間事業所	○地震から身を守る安全行動 ○危険物施設・消防施設の点検報告 ○初期消火、延焼防止 ○有害物質等の除害・保安措置 ○救出救助 ○避難誘導 ○被災施設等の応急復旧 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応
自主防災組織・住民	○地震から身を守る安全行動 ○初期消火 ○救出救護 ○避難誘導 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○感染症対策に配慮した災害対応 ○災害ケースマネジメントを取り入れた訓練 ○避難行動要支援者名簿等も活用した、大規模な住民避難及び屋内避難に係る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ○ペットを伴った避難及び受入訓練